

議案第 8 4 号

川崎市保育園条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市保育園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 6 月 1 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市保育園条例の一部を改正する条例

川崎市保育園条例（昭和 2 8 年川崎市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

川崎市古川保育園	川崎市幸区古川町 1 2 0 番地
川崎市北加瀬保育園	川崎市幸区北加瀬 3 丁目 1 9 番 1 号

」

を

「

川崎市古川保育園	川崎市幸区古川町 1 2 0 番地
----------	-------------------

」

に、

「

川崎市夢見ヶ崎保育園	川崎市幸区南加瀬 3 丁目 4 番 8 号
川崎市平間保育園	川崎市中原区上平間 3 6 6 番地

川崎市平間乳児保育園	川崎市中原区上平間 3 6 6 番地
------------	--------------------

を

「

川崎市夢見ヶ崎保育園	川崎市幸区南加瀬 3 丁目 4 番 8 号
------------	-----------------------

に、

「

川崎市下小田中保育園	川崎市中原区下小田中 4 丁目 4 番 1 7 号
川崎市西宮内保育園	川崎市中原区宮内 1 丁目 2 4 番 7 号

を

「

川崎市下小田中保育園	川崎市中原区下小田中 4 丁目 4 番 1 7 号
------------	---------------------------

に、

「

川崎市有馬保育園	川崎市宮前区東有馬 5 丁目 1 6 番 1 号
川崎市菅生保育園	川崎市宮前区初山 1 丁目 2 3 番 1 5 号
川崎市平保育園	川崎市宮前区平 2 丁目 1 3 番 1 号

を

「

川崎市菅生保育園	川崎市宮前区初山 1 丁目 2 3 番 1 5 号
----------	---------------------------

に改める。

第3条ただし書中「（第5条第1項の規定により市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が管理を行う保育園にあつては、指定管理者）」を削る。

第5条から第7条までを削り、第8条を第5条とし、第9条を第6条とし、第10条を第7条とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

北加瀬保育園、平間保育園、平間乳児保育園、西宮内保育園、有馬保育園及び平保育園の民営化に伴いこれらの保育園を廃止し、並びに指定管理者による保育園の管理を行わないこととするため、この条例を制定するものである。